

第四百十回 参議院 労働委員会 會議録 第八号

平成九年四月三日(木曜日)

正午開会

出席者は左のとおり。

委員長 勝木 健司君
理事 石渡 清元君
坪井 一字君
長谷川 清君
川橋 幸子君

委員

上野 公成君
大河原太一郎君
小山 孝雄君
西田 吉宏君
野村 五男君
今泉 昭君
武田 節子君
星野 明市君
大脇 雅子君
笹野 貞子君
吉川 春子君

国務大臣

労働大臣 岡野 裕君

政府委員

労働省労働局長 松原 巨子君

事務局側

常任委員会専門員 佐野 厚君

本日の會議に付した案件

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(勝木健司君) ただいまから労働委員会を開会いたします。
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。岡野労働大臣。

○国務大臣(岡野裕君) ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を説明申し上げます。

中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合は、設立以来、それぞれ、中小企業の常用の従業員及び特定業種の中小企業に期間を定めて雇用される従業員、これらを対象として退職金共済制度を運営し、中小企業の労働者の福祉の増進に重要な役割を果たしてきたところであります。

政府におきましては、この二法人について、行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて中小企業の労働者の総合的な労働者福祉対策を進めるため、昨年十二月二十五日の閣議決定「行政改革プログラム」において、統合することを決定したところであります。

この法律案は、これに基づき、両法人を統合し、新たに労働者退職金共済機構を設立しようとするものであります。

次に、その内容の概要を説明申し上げます。

第一に、労働者退職金共済機構は、中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行うことを目的とすることとしております。

第二に、労働者退職金共済機構の役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置くほか、非常勤の監事三人以内を置く

ことができることとしております。また、特定業種に係る業務の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに運営委員会を置くこととしております。

第三に、労働者退職金共済機構は、両法人の業務を引き継ぎ、退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うほか、従業員福祉施設の設置等のための資金の貸し付け等を行うこととしております。

第四に、労働者退職金共済機構の財務及び会計、監督等については、他の特殊法人の例にならざる要の規定を設けることとしております。

このほか、労働者退職金共済機構の設立手続に係る規定、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合から労働者退職金共済機構への権利及び義務の承継に係る規定等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、平成十年四月一日より施行することとしておりますが、労働者退職金共済機構の設立手続に係る規定等については、公布の日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要について説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(勝木健司君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法的女子保護規定撤廃反対に関する請願(第五九四号)(第五九五号)(第五九六号)(第五九七号)

一、季節労働者冬期援護制度の延長・改善に関する請願(第五九八号)

第五九四号 平成九年三月十四日受理
労働基準法的女子保護規定撤廃反対に関する請願
請願者 横浜市磯子区岡村六ノ五ノ八 飯
箸仁志 外一万三千六百六十四名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第五九五号 平成九年三月十四日受理
労働基準法的女子保護規定撤廃反対に関する請願
請願者 北海道浦河郡浦河町東町かしわ一
丁目 石橋静子 外一万千九百九十
九名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第五九六号 平成九年三月十四日受理
労働基準法的女子保護規定撤廃反対に関する請願
請願者 島根県大田市久利町久利六八三ノ
一 田中豊子 外一万千九百九十九
名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第五九七号 平成九年三月十四日受理
労働基準法的女子保護規定撤廃反対に関する請願
請願者 長崎市戸町二ノ二一八ノ三 松尾
千賀子 外一万千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第五九八号 平成九年三月十四日受理

季節労働者冬期授護制度の延長・改善に関する請願

請願者 札幌市豊平区北野二条二ノ二五ノ

一六 佐々木修一 外五百七十三名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第四一五号と同じである。